

水質基準に関する省令の一部改正について（案）

1. 改正の趣旨

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条第 2 項においては、水道水の水質基準に関して必要な事項は厚生労働省令で定める旨を規定しており、これを受けて、「水質基準に関する省令」（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）において、水道水に関する検査事項と基準を個別に規定しています。当該水質基準に関しては、その時々¹の科学的知見の集積に基づき、逐次見直しを行うこととし、これまでも改正を行ってきた。

今般、第 15 回厚生科学審議会生活環境水道部会で示された対応方針及び内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価に基づき、「水質基準に関する省令」の一部を改正する。

2. 改正内容

水質基準に関する省令に規定された水道により供給される水の基準について、ジクロロ酢酸の基準を「0.04mg/L 以下であること。」を「0.03mg/L 以下であること。」に改め、トリクロロ酢酸の基準を「0.2mg/L 以下であること。」を「0.03mg/L 以下であること。」に改める。

3. 根拠法令

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条第 2 項

4. 公布日

平成 27 年 2 月（予定）

5. 施行日

平成 27 年 4 月 1 日（予定）

（参考資料）

第 15 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 26 年 1 月 14 日）

資料 1－2 最新の科学的知見に基づく今後の水質基準等の改正方針（案）

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/0000035922.pdf>

(PDF:486KB)

平成 26 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会（平成 26 年 7 月 24 日）

資料 1 ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸に係る水質基準に関する省令等の改正について（案）

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/0000052183.pdf>

(PDF:155KB)

第 532 回 食品安全委員会（平成 26 年 10 月 7 日）

資料 2－4：水道により供給される水のジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸の水質基準改正に係る食品健康影響評価に関する審議結果について [PDF:40KB]

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/attachedFile/download?retrievalId=kai20141007sfc&fileId=240>

資料 2－4 「別添 2」：水道水評価書 ジクロロ酢酸 [PDF:880KB]

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/attachedFile/download?retrievalId=kai20141007sfc&fileId=24d>

資料 2－4 「別添 3」：水道水評価書 トリクロロ酢酸 [PDF:771KB]

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/attachedFile/download?retrievalId=kai20141007sfc&fileId=24t>